

品川区障害者日中一時支援事業実施要綱

制定	平成 23 年 3 月 23 日	区長決定	要綱	第 30 号
改正	平成 26 年 3 月 31 日	区長決定	要綱	第 63 号
改正	平成 27 年 3 月 31 日	部長決定	要綱	第 355 号
改正	平成 27 年 12 月 28 日	区長決定	要綱	第 541 号
改正	平成 28 年 3 月 17 日	部長決定	要綱	第 162 号
改正	平成 29 年 3 月 31 日	区長決定	要綱	第 68 号
改正	平成 29 年 6 月 26 日	部長決定	要綱	第 115 号
改正	平成 30 年 4 月 1 日	区長決定	要綱	第 163 号
改正	平成 30 年 12 月 25 日	区長決定	要綱	第 10 号
改正	平成 31 年 4 月 1 日	区長決定	要綱	第 241 号
改正	令和 元年 10 月 1 日	部長決定	要綱	第 336 号
改正	令和 2 年 12 月 10 日	部長決定	要綱	第 212 号
改正	令和 4 年 1 月 11 日	部長決定	要綱	第 18 号
改正	令和 4 年 2 月 10 日	区長決定	要綱	第 29 号
改正	令和 7 年 4 月 1 日	区長決定	要綱	第 112 号
改正	令和 8 年 4 月 1 日	区長決定	要綱	第 100 号

(目的)

第1条 この要綱は、障害者等の日中における活動の場を確保し、障害者等の家族の就労支援や障害者等を日常的に介護している家族の一時的な休息等を確保することにより、障害者等の福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第1条の2 この要綱において使用する用語は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）、地域生活支援事業実施要綱（平成18年8月1日付障発第0801002号、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知別紙1）において使用する用語の例による。

(事業内容)

第2条 区長は、特別支援学校等に通学する障害児の家族の就労支援や一時的休息のために、放課後や夏休み等長期休暇中の活動の場を提供する。

2 この事業を利用する際に家族が送迎困難な場合、送迎サービスを行う。

3 業務に従事する者は家族との連絡を密にし、常に障害児の個々の障害の程度に応じ

て細心の注意を持って従事する。

(対象者)

第3条 事業の対象者は、区内に住所を有し特別支援学校等に通学する小学生から高校生までの障害児を対象とする。

(事業実施場所)

第4条 事業の実施場所は、次のとおりとする。

(1) 名称 にじのひろば戸越

住所 品川区戸越6-8-20

(2) 名称 にじのひろば八潮

住所 品川区八潮5-3-8

(3) 名称 品川区立障害児者総合支援施設

住所 品川区南品川3-7-7

2 前項の規定にかかわらず、医療行為を必要とする者に係る事業の実施は、前項第2号に規定する事業所で行う。

(利用人員)

第5条 利用定員は、次のとおりとする。

(1) にじのひろば戸越 10名

(2) にじのひろば八潮 15名

(3) 品川区立障害児者総合支援施設 25名

(事業実施時間)

第6条 事業の実施時間は、祝日を除いた月曜日から土曜日の午前8時から午後7時までとする。ただし、区長が必要と認める場合は、この限りでない。

(利用の申請)

第7条 事業を利用しようとする者（以下「利用者」という。）の保護者は、日中一時支援利用登録申請書（第1号様式）を区長に提出するものとする。ただし、就労を理由として申請する場合は、申請書に就労証明書（第1号の2様式）を添付して提出するものとする。

2 前項ただし書における場合において、区長は、必要に応じて就労を証明する書類の提出を求めることができる。

(利用の承認決定等)

第8条 前条の規定による申請があったときは、区長は利用者の心身の状況・生活状況・家族状況等を面接等により確認した上で、利用の可否を決定し、必要であると認められるときには、利用場所および利用日数を支給決定書兼利用者負担額減額・免除等決

定通知書（第 2 号様式）により通知し、地域生活支援事業受給者証（第 3 号様式）を交付する。その有効期間は、承認を行なった日から起算して最初に到達する 3 月 31 日までとする。

- 2 区長は、前項に規定する利用の可否の決定を行うにあたっては、利用時間に家族が就労している者を優先する。
- 3 利用者が、第 1 項に規定する有効期間満了後も引き続き利用しようとするときは、有効期間満了日まで第 7 条に規定する申請を行わなければならない。

（利用することができない場合）

第 9 条 利用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、支援事業を利用することができない。

- （1）感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）の規定により医療機関への治療を要するとき。
 - （2）利用当日の健康状況等により預かることができないと区長が判断したとき。
 - （3）利用者が医療行為を必要とする場合で、受入れ可能な事業者が当該利用者の必要とする医療的ケアを行うことができないと区長が判断したとき。
 - （4）区外に転出したとき。
 - （5）その他事業の利用に際し、著しい支障を及ぼすと区長が認めたとき。
- 2 事業を利用している時間は、ホームヘルプ等その他の障害福祉サービス等を利用できない。

（利用方法）

第 10 条 日中一時支援事業の利用者の保護者は、利用月の前月 1 日から翌月分の利用を予約することができる。ただし、運営上支障をきたさない場合この限りでない。

（利用料）

第 11 条 事業を利用する場合の利用料は、1 回の利用につき別表に規定する額とする。

- 2 前項の規定に関わらず、利用者が 1 月に支払うべき利用料（以下「自己負担額」という。）は、利用料に品川区障害者地域生活事業実施要綱（平成 18 年要綱第 143 号）別表 5 に規定する負担割合を乗じて得た額とする。ただし、自己負担額が同表に規定する負担上限月額を超える場合は、負担上限額を自己負担額とする。
- 3 日中一時支援事業の上限利用日数は、原則として 23 日とする。この場合において、限度を超える利用がある場合は保護者の負担（以下「超過負担」という。）とする。
- 4 前項に規定する超過負担については、支援要綱第 4 条に定める高額地域生活福祉サービス費の対象としない。

（利用料の支払）

第 11 条の 2 利用者は区長に対し、前条の利用料（その額が前条第 2 項各号の規定による上限を超えた場合は同項各号に規定する額）を別に定める期限までに支払わねばならない。

(事業の委託)

第12条 区長は、障害者の地域生活の支援に精通している社会福祉法人や、NPO法人等に対し、支援事業の運営を委託することができる。

2 前項の規定により事業を受託した者（以下「運営事業者」という。）は、利用者の承認を得たうえで、日中一時支援事業利用者負担上限管理台帳（第4号様式）および日中一時支援事業利用者別明細書（第4号様式の2）を作成し、区長に提出しなければならない。ただし、品川区障害児通所支援等利用者負担助成実施要綱（令和7年要綱第111号）第6条第1項の規定により助成の決定を受けた者に係る日中一時支援事業利用者負担上限管理台帳については、作成を不要とする。

(個人情報の遵守)

第13条 運営事業者は、事業で得た個人情報を遵守するものとする。

(報告)

第14条 運営事業者は事業を実施したときは区長に対し、実施した月の翌月の10日までに利用状況内訳報告表（第5号様式）および月次利用実績表（第6号様式）を提出するものとする。

2 運営事業者は、次に掲げる事項に該当するときは、異動届（第7号様式）により区長に届けなければならない。

- (1) 利用者の住所等が変更となったとき
- (2) 利用者の心身状況に大きな変化があったとき
- (3) 利用の中止をしようとするとき

(委任)

第15条 この要綱の施行について必要な事項は、別に福祉部長が定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から適用する。
- 2 品川区障害児タイムケア事業運営要領は（平成21年3月13日健康福祉事業部長決定）は廃止する。

付 則

この要綱は、平成26年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成28年1月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この要綱は、平成 29 年 7 月 1 日から適用する。

付 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この要綱は、平成 30 年 9 月 1 日から適用する。

付 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この要綱は、令和元年 10 月 1 日から適用する。

付 則

この要綱は、令和 3 年 1 月 1 日から適用する。

付 則

この要綱は、令和 4 年 1 月 11 日から適用する。

付 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。

別表（第 1 1 条関係）

利用時間	1 回あたりのサービス提供における利用料基準額
4 時間未満	1, 0 0 0 円
4 時間以上 8 時間未満	2, 0 0 0 円
8 時間以上 1 1 時間以下	3, 0 0 0 円

*活動にかかるおやつ代や保険料については利用者の実費負担とする。

品川区日中一時支援事業利用登録申請書

申請日 年 月 日

フリガナ		手帳内容						
利用者氏名		愛の手帳 身障手帳 種 度 精神手帳 級 級						
生年月日		年 月 日生 (歳)						
申請理由		□就労のため □レスパイトのため □その他【 】						
		※就労を理由とする場合は「就労証明書」を提出してください。 ※「役員」「自営業主」「内職」「業務委託」に該当する方は就労を証明する書類を添付してください。						
医療的ケアの有無【内容】		有 ・ 無 (該当する方に○) 【内容: 】						
学校名他		学校 年 担任						
フリガナ		電 話() -						
申請者氏名		F A X() -						
住 所		〒 - 区						
世 帯 申 請 員 者 氏 名 及 び	氏 名		続 柄		氏 名		続 柄	
利用希望先		にじのひろば戸越 ・ にじのひろば八潮 ・ 障害児者総合支援施設						
送迎希望		有()、 無		希望日数		日		
※事故・体調不良・天災等の緊急連絡先								
①	氏名			続柄				
	自宅 ・ 勤務先 ・ 携帯 (TEL)							
②	氏名			続柄				
	自宅 ・ 勤務先 ・ 携帯 (TEL)							
医療機関および連絡先:								
医師診断名: 内服薬: 有()、 無								
医師の注意事項								
その他、連絡事項								
減 免 の 種 類	負担上限額に関する認定							
	□ 以下の区分の適用を申請します。 (あてはまるものに○をつける。いずれにもあてはまらない場合は空欄とすること。) 1. 生活保護受給世帯 2. 市町村民税非課税世帯に属する者 3. 市町村民税課税世帯(所得割28万円未満)に属する者							

世帯の課税状況につき、公簿等により確認することを了承します。
家族に連絡がつかず必要と認められる場合は、職員が主治医や学校等に連絡をとる際に個人情報 を用いることを了承します。

年 月 日 保護者氏名()

証明日	西暦	年	月	日
事業所名				
代表者名				
所在地				
電話番号		—	—	
担当者名				
記載者連絡先		—	—	

※本証明書の内容について、就労先事業者等は無断で作成し又は改変を行ったときには、刑法上の罪に問われる場合があります。

No.	項目	記載欄														
1	業種	☐ 農業・林業 ☐ 漁業 ☐ 鉱業・採石業・砂利採取業 ☐ 建設業 ☐ 製造業 ☐ 電気・ガス・熱供給・水道業 ☐ 情報通信業 ☐ 運輸業・郵便業 ☐ 卸売業・小売業 ☐ 金融業・保険業 ☐ 不動産業・物品賃貸業 ☐ 学術研究・専門・技術サービス ☐ 宿泊業・飲食サービス業 ☐ 生活関連サービス業・娯楽業 ☐ 医療・福祉 ☐ 教育・学習支援業 ☐ 複合サービス事業 ☐ 公務 ☐ その他()														
2	フリガナ															
	本人氏名									生年月日	年 月 日					
3	雇用(予定)期間等	☐ 無期 ☐ 有期		期間 (無期の場合は雇用開始日のみ)		年 月 日 ~		年 月 日								
4	本人就労先事業所	名称														
		住所														
5	雇用の形態	☐ 正社員 ☐ パート・アルバイト ☐ 派遣社員 ☐ 契約社員 ☐ 会計年度任用職員 ☐ 非常勤・臨時職員 ☐ 役員 ☐ 自営業主 ☐ 自営業専従者 ☐ 家族従業者 ☐ 内職 ☐ 業務委託 ☐ その他()														
6	就労時間 (固定就労の場合)	月	火	水	木	金	土	日	祝日	合計 時間	月間	時間	分 (うち休憩時間)	分		
		☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐						
		一月当たりの就労日数				月間				日	一週当たりの就労日数				週間	日
		平日		時		分		~		時		分 (うち休憩時間)		分		
	土曜		時		分		~		時		分 (うち休憩時間)		分			
	日祝		時		分		~		時		分 (うち休憩時間)		分			
就労時間 (変則就労の場合)	合計時間	☐ 月間 ☐ 週間		時間		分 (うち休憩時間)		分								
	就労日数	☐ 月間 ☐ 週間		日												
	主な就労時間帯・シフト時間帯	時		分 ~		時		分 (うち休憩時間)		分						
7	就労実績 ※日数に有給休暇を含み、 時間数に休憩・残業時間を含む	年月	年 月		年月	年 月		年月	年 月		年月	年 月				
		日/月		時間/月		日/月		時間/月		日/月		時間/月				
8	産前・産後休業の取得 ※取得予定を含む	☐ 取得予定 ☐ 取得中 期間 年 月 日 ~ 年 月 日														
9	育児休業の取得 ※取得予定を含む	☐ 取得予定 ☐ 取得中 ☐ 取得済み 期間 年 月 日 ~ 年 月 日														
10	産休・育休以外の休業の 取得	☐ 取得予定 ☐ 取得中 ☐ 取得済み 理由 ☐ 介護休業 ☐ 病休 ☐ その他() 期間 年 月 日 ~ 年 月 日														
11	復職(予定)年月日	☐ 復職予定 ☐ 復職済み 年 月 日														
12	育児のための短時間 勤務制度利用有無 ※取得予定を含む	☐ 取得予定 ☐ 取得中 期間 年 月 日 ~ 年 月 日 主な就労時間帯・シフト時間帯 時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分)														
13	保育士等としての勤務実 態の有無	☐ 有 ☐ 有(予定) ☐ 無														
14	(雇用契約の)満了後の 更新の有無	☐ 有 ☐ 有(予定) ☐ 無 ☐ 未定														
15	入所内定時育休短縮可否	☐ 可 ☐ 可(予定) ☐ 否														
16	育休延長可否	☐ 可 ☐ 可(予定) ☐ 否														
17	単身赴任期間(予定含む)	年 月 日 ~ 年 月 日														
18	備考欄															
19	保護者記載欄	児童名	生年月日			施設名		☐ 利用中 ☐ 申込中(第一希望)								
			年 月 日													
		児童名	生年月日			施設名		☐ 利用中 ☐ 申込中(第一希望)								
			年 月 日													
児童名	生年月日			施設名		☐ 利用中 ☐ 申込中(第一希望)										
	年 月 日															

様

品川区長



支給決定書兼利用者負担額減額・免除等決定通知書

令和 年 月 日に申請のありました地域生活支援事業の利用について、下記のとおり決定し、受給者証を交付しますので通知します。

記

受給者証番号		支給決定障害者（保護者）氏名	
支給決定日	令和 年 月 日	支給決定に係る児童氏名	
障害支援区分		障害支援区分の有効期間	
利用者負担上限月額	円	左の上限月額の間適用期間	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで

支給決定内容	サービスの種類	支援の内容及び支給量	有効期間
	日中一時支援	日中一時支援（総合） 日/月	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで
	特記事項		

不服申立て及び取消訴訟

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3カ月以内に、品川区長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3カ月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6カ月以内に、品川区を被告として（訴訟において品川区を代表する者は品川区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6カ月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6カ月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6カ月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

お問い合わせ先

140-8715
品川区広町2-1-36

福祉部	障害者支援課	障害者相談支援担当
TEL		03-5742-6711
FAX		03-3775-2000

(一)

地域生活支援受給者証	
受給者証番号	
居住地	
氏名	
生年月日	
氏名	
生年月日	
障害種別	
交付年月日	
支給市町村名 及び印	品川区広町2-1-36 品川区 131091

(二)

利用者負担に関する事項	
利用者負担割合(原則)	1割
適用期間	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで
食事提供体制加算対象者	
適用期間	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで
利用者負担上限額管理対象者該当の有無	
利用者負担上限額管理事業所名	
障害支援区分	
適用期間	
地域生活支援事業の支給決定内容	
サービス種別	日中一時支援
支給量等	
支給決定期間	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで
予備欄	

(三)

利用者負担に関する事項	
利用者負担割合(原則)	1割
適用期間	
食事提供体制加算対象者	
適用期間	
利用者負担上限額管理対象者該当の有無	
利用者負担上限額管理事業所名	
障害支援区分	
適用期間	
地域生活支援事業の支給決定内容	
サービス種別	
支給量等	
支給決定期間	
予備欄	

(四)

利用者負担に関する事項	
利用者負担割合(原則)	1割
適用期間	
食事提供体制加算対象者	
適用期間	
利用者負担上限額管理対象者該当の有無	
利用者負担上限額管理事業所名	
障害支援区分	
適用期間	
地域生活支援事業の支給決定内容	
サービス種別	
支給量等	
支給決定期間	
予備欄	

(五)

利用者負担に関する事項	
利用者負担割合(原則)	1割
適用期間	
食事提供体制加算対象者	
適用期間	
利用者負担上限額管理対象者該当の有無	
利用者負担上限額管理事業所名	
障害支援区分	
適用期間	
地域生活支援事業の支給決定内容	
サービス種別	
支給量等	
支給決定期間	
予備欄	

(六)

利用者負担に関する事項	
利用者負担割合(原則)	1割
適用期間	
食事提供体制加算対象者	
適用期間	
利用者負担上限額管理対象者該当の有無	
利用者負担上限額管理事業所名	
障害支援区分	
適用期間	
地域生活支援事業の支給決定内容	
サービス種別	
支給量等	
支給決定期間	
予備欄	

(七)

特記事項欄	

(八)

注意事項欄	
1. この証は、申請者本人が大切に持ち、利用期間中に失窃した場合は、必ず 2. この証を地域生活支援事業のサービスを受ける際に、品川区内にこの証を 3. 地域生活支援事業のサービスを受ける際に、品川区内にこの証を 4. 地域生活支援事業のサービスを受ける際に、品川区内にこの証を 5. 地域生活支援事業のサービスを受ける際に、品川区内にこの証を 6. 地域生活支援事業のサービスを受ける際に、品川区内にこの証を 7. 地域生活支援事業のサービスを受ける際に、品川区内にこの証を 8. 地域生活支援事業のサービスを受ける際に、品川区内にこの証を 9. 地域生活支援事業のサービスを受ける際に、品川区内にこの証を 10. 地域生活支援事業のサービスを受ける際に、品川区内にこの証を	

第4号様式(第12条関係)

日中一時支援事業利用者負担上限管理台帳

利用者氏名

利用に係る児童氏名

利用料上限月額

月

[illegible]

本台帳は利用者毎に作成すること。
各月の利用料の支払が上限を超えた場合は、支払額欄は0円とすること。

第4号様式の2(第12条関係)

日中一時支援事業利用者別明細書

[illegible]

第5号様式(第14条関係)

年度 月 日 中一時支援事業()利用状況内訳報告表 月 日現在

①学校別利用内訳、利用実人数(区外含む)

開園日数														日	
学年	学校名	1年		2年		3年		4年		5年		6年		合計	
		男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女		
小学生															
中学生															
高校生															
※各項目に医療的ケア児がいる場合は、人数の横に()で医療的ケア児の人数を記載してください														合計	

②送迎状況内訳(区外含む)

(ア) 【行き】自宅・学校・バスポイント→事業所

自宅	回
	回
	回
	回
	回
	回
	回
合計(区内+区外)	回

(ウ) 【行き】その他の状況内訳

保護者	回
本人	回
その他	回
合計(区内+区外)	回

(イ) 【帰り】事業所→自宅

自宅	回
その他	回
合計(区内+区外)	回

※(ア)と(イ)は、事業所の送迎を利用

(エ) 【帰り】その他の状況内訳

保護者	回
本人	回
その他	回
合計(区内+区外)	回

【送迎 合計】

行き(ア+ウ)	回
帰り(イ+エ)	回

③利用別状況(区外含む)

①就業の為	名
②家族の病気	名
③冠婚葬祭等	名
④兄弟の学校行事等	名
⑤その他	名
合計(区内+区外)	名

④登録者数 名
【品川区内】

小学生	名
中学生	名
高校生	名
合計	名

⑤入会 名 登録日 月 日 学校 学年 性別 【理由】

⑥退会 名 解約日 月 日 学校 学年 性別 【理由】

第6号様式(第14条関係)

年度 月分 日中一時支援事業() 月次利用実績表 月 日現在

		利用 者 計	利用時間			利用者								内 特別支援学校生						送迎		
						小学低学年		小学高学年		中学生		高校生		小学生		中学生		高校生				
			日	曜	A	B	C	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	行き
1																						
2																						
3																						
4																						
5																						
6																						
7																						
8																						
9																						
10																						
11																						
12																						
13																						
14																						
15																						
16																						
17																						
18																						
19																						
20																						
21																						
22																						
23																						
24																						
25																						
26																						
27																						
28																						
29																						
30																						
31																						
合計 人数																						

※利用時間 A-4H未満、 B-4H～8H、 C-8H～11H
※各項目に医療的ケア児がいる場合は、人数の横に()で医療的ケア児の人数を記載してください。

第7号様式（第14条関係）

品川区障害者日中一時支援事業利用異動届

年 月 日

品川区長あて

年 月 日に申請のありました品川区障害者日中一時支援事業の利用については、下記の理由により変更したことを報告します。

記

1. 利用児氏名 []

2. 保護者氏名 []

3. 変更事由
(変更前)

(変更後)

4. 変更する理由